

令和7年5月30日

入札説明書

更生保護法人岩手保護院建設工事の入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

更生保護法人 岩手保護院
理 事 長 吉 田 大 信

1 公告日

令和7年5月30日

2 発注者及び連絡先

(1) 発注者

更生保護法人岩手保護院

〒020-0877 岩手県盛岡市下ノ橋町2番25号 電話 019-622-2806

メールアドレス：hogoin-04@iwatehogoin.onmicrosoft.com

(2) 連絡先

更生保護法人岩手保護院

〒020-0877 岩手県盛岡市下ノ橋町4番25号301号（理容ヨシダビル）

電話 019-622-2806

メールアドレス：hogoin-04@iwatehogoin.onmicrosoft.com

3 工事概要

- (1) 工 事 名 更生保護法人岩手保護院建設工事
- (2) 工事場所 岩手県盛岡市下ノ橋町97番・98番（地番表示）
- (3) 工事内容 別添の図面及び仕様書による。
- (4) 工 期 契約締結日の翌日から令和8年3月15日まで
- (5) 適用法令等

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源

化等の実施が義務付けられた工事である。

4 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 本工事の業種区分において、法務省の令和7年度における建設工事の一般競争参加者の資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）、又は当該施設の所在地を管轄する都道府県において公共施設の建設工事競争参加資格を有すること。
- (3) 法務省の令和7・8年度における建設工事（建築一式）の一般競争参加資格の認定の際に算出して得た総合数値が1,000点以上1,200点未満（建築一式工事 区分 B）であること。
- (4) 平成22年度以降に、建築一式工事の元請として完成引渡しが完了した次に掲げるア又はイの基準をすべて満たす本工事と同種又は類似の工事（以下「同種又は類似工事」という。）の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

なお、施工実績は、原則として、建物1棟で判断する（一契約で複数棟を一括して施工した場合には、その延べ面積、構造及び階数を施工実績として判断する。ただし、既存建物と一体になった増築については、既存建物1棟に対する増築部分で判断する。また、建物1棟を複数工区に分割して発注されている場合は、このうち1工区以上の施工実績を有する場合に限り、当該部分で判断する。）ので留意すること。また、複合的な用途を持つ建物の延床面積の算出については、下記ア(ア)及びイ(イ)に掲げる建物用途（以下「当該用途」という。）に係る部分及びこれに付随する共用部分に係る面積がその過半を占めている場合には建物全体の延床面積を施工実績として認める。

他方、その過半を占めていない場合には、当該用途にかかる部分及びこれに付随する共用部分にかかる面積のみを施工実績として認める（「これに付随する共用部分」とは、当該用途に直接的かつ専用に付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。）。

ア 同種工事

(ア) 建物用途共同住宅、病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、ホテル、旅館、下宿、寄宿舍、児童福祉施設、助産所、身体障害者社会参加支援施設（補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く。）、保護施設（医療保護施設を除く。）、婦人保護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業施設（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）

(イ) 構造・階数Ｓ造にあつては地上２階建以上

(ウ) 建物規模延べ面積 500 ㎡以上

(エ) 工事種目建築一式工事

イ 類似工事

(ア) 建物用途 庁舎（法務省収容施設を含む。）、又は事務所並びに劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場

(イ) 上記ア(イ)・(ウ)に準ずる。

(ウ) 工事種目建築一式工事

(5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者）を入札日の翌日から１４日以内に本工事に専任で配置することができること。

ア 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

イ 上記(4)に掲げる同種又は類似工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が２０％以上の場合のものに

限る。)。

ウ 所属建設業者から入札の申込みのあった日以前に同建設業者と 3 か月以上の雇用関係にあること。

- (6) 本工事に経常建設共同企業体として競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出する場合には、その構成員が、単体として申請書及び資料を提出していないこと（事業協同組合についても同様とする。）。
- (7) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、平成 7 年 1 月 23 日付け法務省営第 191 号会計課長通達「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」に基づく指名停止を受けていないこと。また、地方公共団体において指名停止を受けていないこと。
- (8) 上記 3 に示した工事に係る設計業務等の受注業者（協力事務所含む）でないこと又は当該受注業者（協力事務所含む）と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。（※ 5）
- (9) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (10) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として排除要請を受けた者でないこと。

5 入札及び落札決定

(1) 入札方法等

ア 本入札は、開札後、落札候補者に対して競争参加資格の確認を行い、落札者を決定する事後確認型の一般競争入札とする。入札参加者は、競争参加資格確認申請書(第 1 号様式)に確認資料（第 2・第 3 号様式）を添えて持参すること。

イ 本入札では最低制限価格を設定する。最低制限価格を下回る価格により入札した者は失格とする。

ウ 本入札は、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。

エ 入札の結果、予定価格に達した同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札候補者を決定する。

オ 入札執行回数は2回を限度とする。ただし、この限度内において落札者がいないときは最低の価格の入札者から順次随意契約の相手方として見積もりさせる場合がある。

カ 本入札は、発注者に対して紙の入札書（第4号様式）を提出する入札方式とする。

キ 入札参加者は、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額（1円未満の端数があるときは端数額を切り捨てた額）を加算した額をもって落札価格とするので、入札者が消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること（税抜価格）。

ク 入札参加者は、入札参加受付票（入札参加希望票提出時に交付）及び必要に応じて委任状を（第5号様式）持参すること。

(2) 落札決定等

落札候補者は、入札終了後、提出された競争参加資格確認申請書及び確認資料の審査の結果、競争参加資格を満たしていることが確認できた場合は落札者とする。また、落札候補者が、入札参加資格を満たしていない場合には、次の順位の入札者から順次確認し落札者を決定する。

ア 提出書類

- (ア) 競争参加資格確認申請書（第1号様式）
- (イ) 工事の施工実績（第2号様式）
- (ウ) 専任配置予定の技術者氏名等（第3号様式）
- (エ) 建設業の許可の写し
- (オ) 競争参加資格決定通知書の写し

イ 提出場所

〒020-0877 岩手県盛岡市下ノ橋町2番25号

電話 019-622-2806

ウ 提出部数

1部

エ その他

(ア) 入札参加資格の確認に基づく落札の可否については、入札参加資格確認申請書が提出された日から起算して3日以内に通知する。

(イ) 提出書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

(ウ) 提出書類は、提出者の同意がある場合を除き、入札参加資格の確認以外に、無断で使用しない。

(エ) 提出書類は、返却しない。

(3) 競争参加資格を満たしていないと認めた者に対する理由の説明等

競争参加資格を満たしていないと認めた者には、書面により通知する。通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して3日以内（休祝日を除く。）に、書面によりその理由の説明を求めることができる。発注者は、説明を求められたときは、説明を求めた者に対し書面により回答する。

(4) 配置予定技術者の確認等

落札者決定後、工事实績情報システム等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。また、長期入院、死亡、退職等極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合を除き、資料の差し替えは認められない。資料の提出期限の翌日以降において、長期入院等の特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更するときは、資格及び同種又は類似工事の施工実績について、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

(5) 入札の無効等

本工事の公告及び本入札説明書において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札、入札書と工事費内訳書の金額が明らかに相違する入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内（かつ最低制限価格以上）の価格で、発注者の定める最低限の要求を

全て満たして入札した他の者のうち、最低額入札者を落札者とすることがある。

6 現場説明書

別添のとおり